

# 令和5年度 第7回 東京都弓道連盟地方審査会(第三地区) 実施要項

## 【 一般・大学の部 無指定・初段・弐段・参段・四段 】

1. 主催・主管 主催・全日本弓道連盟 主管・東京都弓道連盟(第三地区)
2. 審査種別 無指定・初段・弐段・参段・四段 の行射審査及び学科審査
3. 受審資格 第三地区にID登録があり、既得段位認許日から満五ヶ月以上経過した会員。
4. 日時・会場
- |              |               |         |
|--------------|---------------|---------|
| 無指定・初段・弐段・参段 | 令和5年10月28日(土) | 全弓連中央道場 |
| 四 段          | 令和5年11月18日(土) | 全弓連中央道場 |
- ビデオ審査はありません。
5. 留意事項 申し込み後に受審番号と入館時間を連絡します。指定された時間に入館してください。  
学科は別記の問題を解答用紙に自筆にて作成し、審査当日に受付へ提出してください。  
開会式の実施については追って発表します。  
観覧席での観覧は可能です。  
合格者の発表は後日支部事務局あてに通知とHPに掲載します。  
四段審査も弓道衣着用です。
6. 申込期間 令和5年9月15日(金) ～ 令和5年9月28日(木)
- 文京締切 9月24日 竹迫
7. 送付先 メール送信先 平戸先生  
郵送先
8. 送金口座 郵便振替 口座番号  
口座名
9. 審査料及び登録料・強化費
- |     | 審査料    | 登録料(全弓連)    | 強化費(一般のみ) |
|-----|--------|-------------|-----------|
| 無指定 | 1,030円 | 級位認許 1,030円 | なし        |
|     |        | 初段認許 4,120円 | 500円      |
| 初 段 | 2,050円 | 3,100円      | 500円      |
| 弐 段 | 3,100円 | 4,100円      | 1,000円    |
| 参 段 | 4,100円 | 5,100円      | 2,000円    |
| 四 段 | 5,100円 | 6,200円      | 3,000円    |
- ※無指定での初段認許者は、当該審査料の差額分(1,020円)を納入するものとする。  
※登録料・強化費は後日支部で取り纏めて送金すること。
10. その他 **別紙「審査注意事項」を確認すること**

# 審 査 注 意 事 項

## 東京都弓道連盟第三地区

### 【申込についての注意点】

- 学校、支部で取り纏めて申し込むこと。
- 第三地区の会員は、第三地区HP (<http://www.kyudo-tokyo3.jp/>) よりダウンロードした審査申込書を使用すること。
- 審査申込書はA4サイズで印刷すること。
- 申込書の氏名欄は自筆、楷書で記入し、ふりがなをつけること。
- 審査申込書には、**所属支部**または**所属学校**の全日本弓道連盟会員ID番号・地連会員番号を明記すること
- 高校・大学団体所属の受審者は必ず、学校名・学年を明記すること。
- 現在受有する級位・段位及び認許年月日・審査名称を正確に明記すること。
- 申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効になることがある。
- 立射で受審する際は、支部長又は責任者承認の上、受審者連絡欄にその旨を**朱書き**にて記入すること。(診断書不要)
- 学科を英語で回答する場合は、受審者連絡欄にその旨を**朱書き**にて記入すること。
- 申込書は、**支部長又は責任者の押印の上**送付すること。
- 申し込みは「**添書**」「**受審者一覧**」「**審査申込書**」の順に**同封**して申込先に郵送すること。
- 「受審者一覧表・添書」は、郵送とは別に申込先へメールにて送信すること。
- 受審料についても、**各支部・学校ごとに取りまとめて送金**すること。
- 納入した審査料は、審査の中止または変更の場合を除き返却しない。
- 申し込みの不備がある場合には、審査申込責任者あて連絡することがある。
- 社会情勢の状況により審査の中止または変更する場合がある。

### 【受審についての注意点】

- 弓具の共用は認めない。
- 審査会における服装は、弓道着とする。
- 招集に応じない者は、棄権したものとみなす。
- 術科審査の間合いは、進行状況により変更になる場合があるので、当日の指示に注意すること。
- 学科問題は自筆でAを表に、Bを裏に書いて審査当日受付に提出すること。

### 【登録についての注意点】

- 第三地区一般会員の合格者から、強化費を徴収する。(中高・大学支部会員からは徴収しない)
- 合格者は合格発表通知後、速やかに支部事務局を通して登録料及び強化費を納入すること。
- 登録料等の納入のない者は、審査結果を無効とする。